

岸和田市指名競争入札指名停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岸和田市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達及び業務委託（以下「市発注工事等」という）の適正な履行を確保するため、指名競争入札に参加することができる資格を有する業者（以下「有資格業者」という）に対する指名停止の措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止の措置)

第2条 市長は、有資格業者（その代表者、役員及び使用人を含む。以下同じ）が別表各項に掲げる措置要件の一に該当すると認めるときは、当該各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止の措置を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該指名停止の措置を行った有資格業者について現に入札参加の指名をしているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止の措置)

第3条 市長は、前条の規定により市発注工事等を受注した有資格業者（以下この項において「受注者」という。）に対し指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止の措置の原因となった事案について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、受注者に対して行う指名停止の期間の範囲内で、その情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を行うものとする。

2 市長は、共同企業体又はその構成員である有資格業者が当該共同企業体に係る事案について、別表各項に掲げる措置要件の一に該当すると認めるときは、当該各項に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の構成員である有資格業者（その事案が生じたことに関し責めを負わないと認められるものを除く。）に対し、指名停止の措置を行うものとする。

(指名停止の措置期間)

第4条 指名停止の措置期間は、当該措置要件に該当する事実を市長が認定した日から起算する。

2 1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当すると認められる場合及び2以上の事案により別表各号の措置要件に該当すると認められ、同時に指名停止の措置を行おうとする場合の指名停止の措置期間は、それぞれ当該各項に定める期間を合算した期間とする。

3 指名停止の措置期間中に新たな事案により別表各項の措置要件の一に該当すると認められる場合の指名停止の措置期間は、当該措置期間の残存期間に新たな事案につき当該

各項に定める期間に2を乗じて得た期間を加えた期間とする。

4 指名停止の措置期間終了後1年を経過しない間に新たな事案により別表各項の措置要件の一に該当すると認められる場合の指名停止の措置期間は、当該各項に定める期間に2を乗じて得た期間とする

5 前3項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した指名停止の措置期間が2年を超える場合は、2年とする。

6 市長は、指名停止の措置期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由があると認めるときは、当該指名停止の措置期間を短縮することがある。

7 市長は、指名停止の措置期間中の有資格業者が当該指名停止の措置の原因となった事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止の措置を解除するものとする。

(指名停止の措置の承継)

第5条 指名停止の措置期間中の有資格業者から合併等により営業を実質的に承継したと認められる者は、被承継者である当該有資格業者の指名停止の措置期間を承継するものとする。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条若しくは第3条の規定により指名停止の措置を行い、第4条第6項の規定により指名停止の措置期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止の措置を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としない。ただし、災害による緊急時において応急的な措置として行う市発注工事等に係る契約、特殊技術を要するものに係る契約、現在履行中の市発注工事等に係る契約に関連した契約をする場合その他市長が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

(保証人の制限)

第8条 市長は、市発注工事等に係る契約において指名停止の措置期間中の有資格業者がその保証人となることを承認しないものとする。ただし、当該有資格業者が指名停止の措置の決定前に既に保証人となっている場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第9条 市長は、指名停止の措置期間中の有資格業者が市発注工事等の下請負人又は再委託の相手方となることを認めないものとする。ただし、当該有資格業者が指名停止の措置の決定前に既に下請負人又は再委託の相手方となっている場合その他市長が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

(注意の喚起)

第10条 市長は、有資格業者の行為又は不作為が指名停止の措置要件に該当しないと認められる場合であっても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で注意を喚起することがある。

(委員会の審議)

第11条 市長は、第2条若しくは第3条の規定により指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止の措置要件につき別表に定める停止期間が不定期のものに係る当該期間の確定をするとき又は第2条若しくは第3条の規定により指名停止の措置を行い、第4条第6項の規定により指名停止の措置期間を変更し、若しくは同条第7項の規定により指名停止の措置を解除する場合において、これら措置の適用に疑義が生じたときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる委員会に諮るものとする。

(1) 当該有資格業者が建設工事又は建設コンサルタント業務の指名競争入札参加資格を有している場合 岸和田市建設工事等請負業者指名委員会

(2) 当該有資格業者が業務委託の指名競争入札参加資格を有している場合 岸和田市業務委託請負業者指名委員会

(情報の公表)

第12条 市長は、指名停止に関する情報を原則として公表するものとする。情報は、契約検査課執務室等において閲覧に供すること及び岸和田市公式ウェブサイトに掲載することにより公表するものとする。

2 閲覧による指名停止の公表は、原則として当該措置の開始日から当該措置の開始日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、指名停止の終了日が、当該措置の開始日の属する年度の翌年度の末日を越える場合は、当該措置の終了日の属する年度までとする。

3 岸和田市公式ウェブサイトによる指名停止の公表は、原則として当該措置の開始日から終了日までとする。ただし、当該措置について期間の短縮、解除等の変更が発生する場合は、原則として変更前の当該措置の終了日まで、措置の変更が生じた旨の情報を公表するものとする。

4 指名停止を受けた後、有資格業者でなくなった者についても、前2項に規定する公表期間中は、指名停止に関する情報を公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指名停止の措置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(岸和田市建設工事等指名停止要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱等は、廃止する。
 - (1) 岸和田市建設工事等指名停止要綱 (平成 6 年 4 月 1 日施行)
 - (2) 岸和田市物品調達登録業者の指名停止に関する要領 (平成 6 年 10 月 1 日施行)
 - (3) 岸和田市業務委託指名停止基準 (平成 19 年 12 月 1 日施行)
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日前にした前項の規定による廃止前の岸和田市建設工事等指名停止要綱、岸和田市物品調達登録業者の指名停止に関する要領又は岸和田市業務委託指名停止基準の規定に基づき行われた指名停止の措置は、この要綱の相当規定によってした指名停止の措置とみなす。

附 則

この要綱は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

措置要件	停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に関して、次の各号に掲げる書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 指名競争入札参加資格申請書及びその添付図書</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他の契約後の書類</p>	<p>6月</p>
<p>(入札又は契約)</p> <p>2 市発注工事等の入札事務に関し、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく落札決定（随意契約による業者決定を含む。）後契約を締結しなかったとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく落札候補者が落札者とならなかったとき。</p> <p>(3) 指名対象となる要件を公表している指名競争入札において、指名対象となる要件を充たさないにも関わらず、応札した場合（前各号に規定するときを除く。）</p> <p>(4) 入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談する等により、独自に入札価格を定めなかった場合</p> <p>3 市発注工事等の入札事務の執行に際し、暴言、威圧その他の行為により、公正かつ円滑な入札事務の執行を妨げたとき。</p> <p>4 他の有資格業者の指名通知書の受領、入札の参加、契約の締結又は契約の履行を妨げたとき。</p> <p>5 市発注工事等の入札事務に関し、次に掲げる事項について、それぞれの事項を5点とし、一の年度において、当該事項の累積点数が15点に達したとき（当該年度において、累積点数が15点に達したことにより指名停止の措置が行われた場合は、当該累積点数は消滅するものとする。）。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、指名通知書の受領を拒否し、又は現場説明会若しくは入札に参加しなかったとき（事前に辞退する旨の</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>1月（複数の指名競争入札において応札した場合は、最大3月）</p> <p>6月</p> <p>1年</p> <p>1年</p> <p>3月</p>

<p>届出をしている場合及び別に定めのある場合を除く。)。ただし、同一入札日に複数の入札に参加しなかったときは、2件目以降を各2点とする。</p> <p>(2) 1者のみ入札又は見積り合わせ（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による随意契約の場合を除く。）の場合において、市が指定する入札回数以内で落札しなかったとき。</p>	
<p>(契約不履行等)</p> <p>6 有資格業者の責めに帰すべき理由により契約を解除したとき。</p> <p>7 契約の不履行により、保証人に履行請求がなされたとき。</p> <p>8 故意に市発注工事等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量を偽る等不正の行為をする事実があったとき</p> <p>9 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされたとき。</p> <p>10 前各号に掲げるもののほか、契約内容に反する事実があったとき。</p>	<p>1年</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>1月～6月</p>
<p>(監督、検査又は点検等の妨害)</p> <p>11 有資格業者が市発注工事等において、本市の監督、検査、点検その他契約に関する業務の執行に当たり、暴言、威圧、その他の行為により妨害し又はその指示に従わなかったとき。</p>	<p>1年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>12 市発注工事等の履行において、安全管理の措置が不適切であったため、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公衆の中に死者が出たとき。</p> <p>(2) 公衆の中に負傷者又は建物等の損傷が出たとき（負傷又は損傷の程度が軽微なものを除く。）。)</p> <p>(3) 工事関係者又は業務関係者に死者が出たとき。</p> <p>(4) 工事関係者又は業務関係者に負傷者が出たとき（負傷の程度が軽微なものを除く。）。)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が重大と認める事故を発生させたとき。</p> <p>13 市発注工事等以外の工事等の履行において、公衆に死傷者を出す等社会的及び経済的に著しく大きい損害を与えたとき</p>	<p>1年</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月～1年</p> <p>3月</p>

<p>(工事成績等不良)</p> <p>14 工事成績評定書による評価点又は業務委託成績評定書による評定点が次のいずれかのとき。</p> <p>(1) 35 点以上 45 点以下</p> <p>(2) 34 点以下</p>	<p>3 月</p> <p>6 月</p>
<p>(入札防止及び談合)</p> <p>15 有資格業者が、次のいずれかに該当する入札に関し、入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する偽計又は威力を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為という。）又は談合（同条第 2 項に規定する公正な価格を害し、又は不正な利益を得る目的で行う談合をいう。）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市発注のもの</p> <p>(2) 本市以外の公共機関（大阪府内）発注のもの</p> <p>(3) 公共機関（大阪府外）発注のもの</p>	<p>2 年</p> <p>1 年</p> <p>6 月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>16 有資格業者が、次のいずれかに該当する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは告発を受け又は逮捕若しくは書類送検されたとき。</p> <p>(1) 本市発注のもの</p> <p>(2) 本市以外の公共機関（大阪府内）発注のもの</p> <p>(3) 上記以外のもの</p>	<p>2 年</p> <p>1 年</p> <p>6 月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>17 有資格業者が、次のいずれかの者に対して行った刑法第 198 条に規定する贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市職員</p> <p>(2) 本市以外の公共機関（大阪府内）の職員</p> <p>(3) 公共機関（大阪府外）の職員</p>	<p>2 年</p> <p>1 年</p> <p>6 月</p>
<p>(暴力行為等)</p>	

<p>18 有資格業者が、その業務に関し次のいずれかに該当する行為により逮捕、書類送検、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市職員に対する暴力行為等</p> <p>(2) 前号を除き、大阪府内の公共機関の職員に対する暴力行為等</p> <p>(3) 大阪府外の公共機関の職員に対する暴力行為等</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(建設業法他各種法令違反)</p> <p>19 前各項に掲げるもののほか、有資格業者が業務に関し、次のいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴されたとき（次号に規定するときを除く。）。</p> <p>(2) 建設業法に違反し、書類送検又は略式起訴されたとき</p>	<p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(3) 次のいずれかに該当する業務に関し、各種法令（建設業法を除く。）に違反し、逮捕、又は起訴されたとき（次号に規定するときを除く。）。</p> <p>ア 市発注工事等</p> <p>イ 本市以外の公共機関（大阪府内）発注のもの</p> <p>ウ 上記以外のもの</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する業務に関し、各種法令（建設業法を除く。）に違反し、書類送検又は略式起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注工事等</p> <p>イ 本市以外の公共機関（大阪府内）発注のもの</p> <p>ウ 上記以外のもの</p> <p>(5) 各種法令により営業停止処分を受けたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受けたとき。</p>	<p>1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>営業停止期間＋ 3月</p> <p>3月</p>
<p>(岸和田市暴力団排除条例違反)</p> <p>20 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第14条第1項に規定する公表をされたとき。</p>	<p>3月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>21 有資格業者が、金融機関から取引停止を受ける等経営不振の状</p>	<p>2年以内で経営</p>

<p>態にあり、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他) 22 前各項に掲げるもののほか、業者として不相当な事由があったと認められるとき。</p>	<p>1月～2年</p>